

「相生市生活応援商品券事業」事業実施要領

相生市・相生商工会議所

1 発行の目的 新型コロナウイルス感染症拡大の長期化による地域経済の落ち込みに対し、消費喚起を図り地域を活性化するとともに、物価高騰に伴う市民の生活支援を目的として、『相生市生活応援商品券事業』を実施します。

2 名称 『あいおい生活応援商品券』

3 商品券の概要

(1) 交付対象者 令和4年9月30日時点において相生市に住民票を有するすべての市民全員に市内参加店舗で利用できる商品券を配布する。

(2) 金額・券種等 商品券は一人につき5,000円とする。商品券の額面は、500円とし、市内経済の均衡な活性化を考慮し、全店共通券：500円券6枚、中小規模店専用券：500円券4枚、の10枚綴とする。

a) 「全店共通券」6枚のみが利用できる店舗等

相生市内で大規模小売店舗立地法による建物内の店舗面積1,000㎡を超える店舗。但し、店舗面積1,000㎡を超えないテナントは除く。

b) 「全店共通券」「中小規模店専用券」のすべてが利用できる店舗等

上記a)の大型店(店舗面積1,000㎡超)を除いた店舗、及び医療関係事業所

(3) 使用期間 令和4年12月1日(木)から令和5年1月31日(火)まで2カ月間

(4) 商品券の使用 商品券は発行された本人または代理人に限り使用が可能です。交換・譲渡はできません。また、ご使用にあたって、おつりは出せません。

4. 取扱店について

(1) 取扱店要件：市内に店舗等を有する事業所（小売業、飲食業、サービス提供等を行う市内店舗・事業所（医療等を含む）で、取り扱いを希望し、次号のいずれかに該当する事業所を除き、相生市又は相生商工会議所が適当であると認めた事業所とする。

【商品券が使用できないもの】

・切手、商品券、プリペイドカード等、換金性の高いもの。風俗営業等（下記に記載）、不動産、事業活動のための仕入れ商品、国税、地方税、使用料等の公租・公課、その他この事業の目的にそぐわないもの

【対象外となる店舗・事業所】

①風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業および食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っているもの

②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの

③相生市の入札停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けているもの

④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条または、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等

⑤役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

(2) 取扱手数料：登録・取扱いに際し申込者が負担する手数料は無料とする。

(3) 取扱申込：商品券取扱店の登録を希望する事業者は、取扱申込書を令和4年9月20日から令和4年10月20日の間に相生商工会議所へ提出して行うものとする。取扱店の登録は、10月20日に一旦締切り、締め切り以降も11月末日まで募集を継続し、申込みを受付します。

(4) 取扱店の公表：

- ① 10月20日までに登録申し込みのあった事業所については、取扱店一覧表を作成し、広報あいおい11月号で配布します。
- ② 10月20日以降に取扱店の申込をされた登録店は、相生市・相生商工会議所のHPにより随時周知を行います。

(5) 商品券の換金

- ① 「換金申込書」に必要事項を記入し、かつ全ての「商品券」裏面に取扱店名を記入した上で、相生商工会議所まで持参。枚数確認後、兵庫信用金庫小切手（銀行渡り付）を発行する。
- ② 中小規模店専用券の利用ができる取扱事業者による換金については、額面の10%分を上乗せした額により換金を行います。

(6) 換金日： あいおいマイナ商品券の換金日は毎月（第2火曜日・第4木曜日、最終日2月22日(水)です。）商品券は区分してそれぞれの換金日にお持ち込み下さい。

a) 換金額が30万円未満の場合

・令和4年12月から令和5年2月までの 下表記載の 金曜日

●換金額30万円未満の換金日一覧

12月	9日(金)・16日(金)
1月	13日(金)・20日(金)・27日(金)
2月	3日(金)・最終日10日(金)

b) 換金額が30万円以上の場合、

その都度、電話連絡をいただき、換金日を調整し換金受付します。
換金額が30万円以上の最終換金期限は、2月20日(月)とします。

c) その他の注意

- ① 換金時間は換金日の9:00~16:00の間とする。
- ② 換金の際は「換金申込書」を記入の上、商品券と一緒に相生商工会議所まで提出のこと。その際、換金申込書の事業所名は、取扱申込書に記載の事業所名と同一とすること。
- ③ 商品券の換金により振出を受けた小切手は、速やかに自店(社)の預金口座に入金してください。
特に1月・2月に交付を受けられた場合は決算の都合上、速やかに口座への入金を行ってください。必ず令和5年2月末日までに口座への入金を行ってください。

【問合せ先】 相生商工会議所 商品券担当 TEL0791-22-1234